

○七尾市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成18年5月17日

告示第67号

改正 平成19年4月1日告示第54号

平成20年2月1日告示第15号

平成20年4月1日告示第59号

平成21年3月26日告示第48号

平成21年7月27日告示第131号

平成21年9月28日告示第148号

平成22年2月9日告示第12号

平成22年3月25日告示第34号

平成23年3月31日告示第56号

平成24年3月31日告示第78号

平成25年3月22日告示第47号

平成26年3月11日告示第25号

平成27年3月31日告示第83号

平成31年3月29日告示第46号

令和2年3月31日告示第62号

令和3年3月26日告示第128号

令和4年3月23日告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市(以下「市」という。)が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて定め、併せて、適切な市政情報の提供等に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報ななお
- (2) 市ホームページ(七尾市が管理するWEBページのことをいう。)
- (3) ケーブルテレビななお(七尾市が自主放送している有線テレビジョン放送)
- (4) 市が発行するパンフレット、チラシその他広告媒体となりえると市長が認めるもの(以下「その他の広告媒体」という。)

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 市の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
 - (6) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
 - (7) その他、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの
- (広告掲載者の資格)

第4条 広告の掲載をすることができるものは、県内に住所又は事業所を有するものとする。

(広告の掲載順序)

第5条 広告の掲載順序は、受付順とする。ただし、市長が認める広告についてはその限りでない。

(広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等)

第6条 広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。

(広告掲載等の募集)

第7条 市長は、広報ななお等により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、七尾市広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載を希望する広告の原稿等を添えて、市長に申し込むものとする。ただし、申し込み後の変更を認めないものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に文書(様式第2号又は第3号)で通知するものとする。

2 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の返還)

第12条 市長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

2 市ホームページに掲載する広告において、広告掲載期間内に市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、一箇月間を単位として、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数の合計が一箇月あたり5日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。
- (2) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。
- (3) 印刷物編集及び発行上支障があるとき。
- (4) 市長が指定する期日までに版下原稿等を提出しなかったとき。
- (5) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (6) 広告主に起因する事件等が発生したとき。
- (7) その他広告掲載に支障があると市長が認めたとき。

2 前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、市長は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載審査委員会)

第15条 広告掲載の適正な運営を図るため、広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、必要に応じて開催し、広告の選定について審議する。

3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第54号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月1日告示第15号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第59号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日告示第48号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月27日告示第131号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成21年9月28日告示第148号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年2月9日告示第12号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日告示第34号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第56号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月31日告示第78号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第47号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月11日告示第25号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第83号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第46号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第62号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第128号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日告示第50号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

	広報ななお	市ホームページ	その他の広告媒体
掲載位置	市が指定するページの下 段部分	トップページで市が指 定する場所	当該広告媒体ごとに その都度別に定める。こ
規格	1枠 縦55mm×横55mm 2枠	バナー広告(1枠) 縦 60ピクセル 横 120ピクセル	の場合において、掲載料 金については、広告媒体 の作成費用、広告募集に

	縦112mm×横55mm ※刷り色 黒又はカラー ※最大2枠まで ※原稿は各自作成	サイズ 4KB以内 形式 GIF形式(アニメーション不可) ※画像は各自作成のものとする	要する経費、類似広告の料金等を勘案し決定する。
掲載期間	1号を単位とし、最長連続12号とする。ただし、当該年度を超えることはできない。	1箇月間を単位とし、最長1年とする。ただし、当該年度を超えることはできない。	
掲載募集枠	全19枠	全14枠	
掲載料金	黒 10,000円(1枠) 黒 18,000円(2枠) カラー 20,000円(1枠) カラー 36,000円(2枠) ※年間申込5%割引	10,000円	

別表第2(第6条関係)

ケーブルテレビななお有料広告形態	時間	放送料	
動画放送 ※完成パッケージ持込に限る	30秒以内	市内 事業所等	6,000円/週
		市外 事業所等	9,000円/週
	60秒以内	市内 事業所等	9,000円/週
		市外 事業所等	12,000円/週
文字放送	20秒以内	市内 事業所等	5,000円/週
		市外 事業所等	8,000円/週
	40秒以内	市内 事業所等	8,000円/週
		市外 事業所等	10,000円/週

※1日8回自主放送番組内で放送 1週間56回

別表第3(第15条関係)

委員長	広報広聴課長
副委員長	財政課長
委員	総務課長、市民課長、産業振興課長、教育総務課長、会計課長